

寄附をされた方へ（さいたま市にお住まいの方）

寄附金税額控除制度の一部が変わります！

- ★ 平成30年度から、さいたま市の個人住民税の税率が改正になります。

変更前	<table border="1"><tr><th>県民税</th><th>市民税</th></tr><tr><td>4%</td><td>6%</td></tr></table>	県民税	市民税	4%	6%	→	変更後	<table border="1"><tr><th>県民税</th><th>市民税</th></tr><tr><td>2%</td><td>8%</td></tr></table>	県民税	市民税	2%	8%
県民税	市民税											
4%	6%											
県民税	市民税											
2%	8%											

- ★ このため、埼玉県のみが指定した（さいたま市が指定していない）団体への寄附金に対しては、受けられる税額控除額が次のとおり少なくなります。

【個人県民税の控除額】

変更前：（寄附金額 － 2,000 円） × 4%



変更後：（寄附金額 － 2,000 円） × 2%

※平成29年1月1日以降の寄附金が対象となります。

〔計算例〕 ……50,000 円寄附した場合

変更前：（50,000 円 － 2,000 円） × 4% = 1,920 円



変更後：（50,000 円 － 2,000 円） × 2% = 960 円

- 寄附金税額控除制度とは、各自治体が条例で指定する団体に個人が寄附を行った場合、申告を行うことで一定額が寄附をした翌年度の個人住民税の税額から控除される制度です。
- 控除の対象となる寄附金額の上限は、都道府県・市区町村への寄附（ふるさと納税）と合わせて、総所得金額等の30%までとなります。
- 控除を受けるには確定申告が必要です

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の確定申告期間中に所得税の確定申告をする必要があります。確定申告をすることで、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。確定申告については税務署にお問い合わせください。

なお、所得税が課税されず個人住民税だけが課税の対象となる場合には、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村に対して申告が必要になります。

寄附金税制について 埼玉県

検索



★お問い合わせ★

埼玉県総務部税務課 課税担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL：048-830-2664 FAX：048-830-4737